

学校と市立図書館連携のための検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校と市立図書館連携のための検討委員会(以下「検討委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 図書リストの作成及び図書の選定に関すること。
- (2) 市立図書館と学校間との連携方法等に関すること。
- (3) その他検討委員会において必要と認めること。

(組織と任期)

第3条 検討委員会は、次に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、浜松市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)図書館サービス担当グループ長とする。
- (2) 委員は、中央図書館児童サービス担当職員、浜松市教育委員会指導課国語科担当指導主事、浜松市立小学校及び中学校に勤務する教諭で構成する。但し、教諭は、浜松市教育委員会から推薦された者とする。
- (3) 委員長及び委員の任期は、委嘱された年度の末日までとする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(旅費)

第6条 検討委員会に出席する委員への旅費は、中央図書館が負担する。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱によりがたい事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。